

第43回国民文化祭、第28回全国障害者芸術・文化祭愛媛県実行委員会会則(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第43回国民文化祭、第28回全国障害者芸術・文化祭愛媛県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第43回国民文化祭及び第28回全国障害者芸術・文化祭（以下「文化祭」という。）の開催に必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 文化祭の開催に必要な企画及び運営に関すること。
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 組織

(構成)

第4条 実行委員会は、会長、副会長、委員、監事及び参与（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 委員等は、関係機関及び関係団体等で組織し、別表に掲げる役職にある者をもって充てる。

(委員等の職務)

第5条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき及び会長が特定の行為につき委任したときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 委員は、この会則に従い議事の審議を行う。
- 4 監事は、実行委員会の会計その他の事務を監査する。
- 5 参与は、この会則に従い議事について助言を行うことができる。

(委員等の任期)

第6条 委員等の任期は、第16条の規定により実行委員会が解散する日までとする。

- 2 委員等は、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 3 会長は、必要に応じて別表を改正し、委員等を拡充又は削減することができる。

(委員等の報酬及び旅費)

第7条 委員等への報酬及び旅費については支給しないものとする。ただし、会長が必要

と認めた場合はこの限りでない。

2 前項ただし書の規定により報酬及び旅費を支給する場合は、愛媛県職員の例による。

第3章 会議

(会議の種類)

第8条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 企画委員会

(総会)

第9条 総会は、会長、副会長及び委員（以下「実行委員」という。）並びに監事及び参与をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、その議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 文化祭の基本構想及び実施計画に関すること。
- (3) 文化祭の準備及び運営に関すること。
- (4) 実行委員会の予算及び決算に関すること。
- (5) その他文化祭の開催に関して重要な事項に関すること。

4 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

5 総会の議事は、出席した実行委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 総会に出席できない実行委員は、あらかじめ通知された事項について代理人にその権限を委任し、又は書面をもって議決に加わることができる。この場合において、前2項の規定の適用については、出席した実行委員とみなす。

7 会長が必要と認める場合は、書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員等以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会長の専決処分)

第10条 会長は、前条第3項各号に掲げる事項について、総会を招集するいとまがないと認めるとき、又は軽易な事項については、専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の総会にこれを報告しなければならない。ただし、軽易な事項については、この限りではない。

3 第1項の規定により専決処分をした事項のうち、別表の改正を除く会則の改廃、基本構想若しくは実施計画の重要な変更、又は予算若しくは決算に関する重要な事項については、次の総会に報告し、その承認を得なければならない。

(企画委員会)

第11条 企画委員会は、委員長、副委員長及び企画委員（以下「企画委員等」という。）をもって組織する。

2 企画委員等は、関係機関、関係団体及び学識経験者等で構成し、会長が委嘱する。

3 企画委員等の任期は、会長が定める。

4 企画委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

5 委員長に事故その他やむを得ない理由があるときは、あらかじめ委員長が指名した者が、その職務を代理する。

6 企画委員会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 文化祭の事業の企画及び広報に関すること。

(2) その他、文化祭の準備、運営及び実施等に必要な事項に関すること。

7 企画委員会は、前項に掲げる事項を審議し、決定した内容を必要に応じて次の総会に報告する。

8 会長は、企画委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。

9 前各項に定めるもののほか、企画委員会に必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 事務局

第12条 実行委員会の事務を処理するために、事務局を愛媛県観光スポーツ文化局及び愛媛県保健福祉部内に置く。

2 事務局長は、愛媛県観光スポーツ文化局文化局文化振興課国民文化祭推進室長をもって充てる。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 経費及び会計

(経費)

第13条 実行委員会の事業に必要な経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画、予算及び決算)

第14条 実行委員会の事業計画及び収支予算は事務局長が編成し、総会の承認を得なければならない。

2 実行委員会の収支決算は事務局長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第15条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、愛媛県の例による。

第6章 解散

(解散)

第16条 実行委員会は、第2条の目的が達成されたときには、総会の議決をもって解散す

るものとする。

(残余財産の帰属)

第17条 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、愛媛県に帰属するものとする。

(解散後における事務の処理)

第18条 実行委員会解散後の実行委員会に関する事後処理については、愛媛県において処理する。

第7章 補則

(一部権利の委任)

第19条 会長は、代理人を置き、実行委員会が受ける負担金等の申請、請求及び報告にかかる権利の一切を代理人に委任する。

2 代理人は、事務局長をもって充てる。

(その他の委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、令和 月 月 日から施行する。

2 実行委員会設立当初の会計年度は、第15条第1項の規定にかかわらず、実行委員会の設立の日から令和9年3月31日までとする。

3 会長がやむを得ず必要と認めた経費については、実行委員会による予算の議決前に支出できるものとする。この場合において、当該支出した経費は収支予算案に含めるものとする。

別表（第4条関係） 実行委員会

職名	区分	所属	役職
会長	県	愛媛県	知事
副会長	県	愛媛県	副知事
	県議会	愛媛県議会	議長
	市町	愛媛県市長会	会長
		愛媛県町村会	会長
	文化	愛媛県文化協会	会長
	福祉	社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団	理事長
委員	県議会	観光スポーツ文教警察委員会	委員長
		環境保健福祉委員会	委員長
	市町	松山市	市長
		今治市	市長
		宇和島市	市長
		八幡浜市	市長
		新居浜市	市長
		西条市	市長
		大洲市	市長
		伊予市	市長
		四国中央市	市長
		西予市	市長
		東温市	市長
		上島町	町長
		久万高原町	町長
		松前町	町長
		砥部町	町長
		内子町	町長
		伊方町	町長
		松野町	町長
	鬼北町	町長	
	愛南町	町長	
	市町議会	愛媛県市議会議長会	会長
		愛媛県町村議会議長会	会長
	文化	愛媛県高等学校文化連盟	会長
		公益財団法人愛媛県文化振興財団	代表理事理事長
		松山市立子規記念博物館	総館長
		愛媛県博物館協会	会長
		一般社団法人へんろみち保存協力会	代表理事

福祉	公益財団法人愛媛県シニアクラブ連合会	会長
	社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会	会長
	愛媛県障害者連絡協議会	会長
	公益財団法人愛媛県身体障害者団体連合会	会長
	一般社団法人愛媛県精神障害者福祉会連合会	会長
	特定非営利活動法人愛媛県知的障害者福祉協会	理事長
教育	愛媛大学	学長
	松山大学	学長
	松山短期大学	学長
	聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部	学長
	松山東雲女子大学・松山東雲短期大学	学長
	今治明德短期大学	学長
	岡山理科大学	学長
	東京藝術大学	学長
	一般社団法人愛媛県専修学校各種学校連合会	会長
	愛媛県立医療技術大学	学長
	愛媛県小中学校長会	会長
	愛媛県高等学校長協会	会長
	愛媛県私立中学高等学校連合会	会長
	愛媛県特別支援学校長会	会長
社会教育	愛媛県連合婦人会	会長
	愛媛県図書館協会	会長
	愛媛県公民館連合会	会長
	愛媛県青少年育成協議会	会長
	日本ボーイスカウト愛媛県連盟	連盟長
	ガールスカウト愛媛県連盟	連盟長
経済・産業	愛媛県商工会議所連合会	会頭
	愛媛県商工会連合会	会長
	愛媛県中小企業団体中央会	会長
	愛媛県経済同友会	代表幹事
	愛媛県経営者協会	会長
	一般社団法人愛媛県銀行協会	会長
	公益社団法人日本青年会議所四国地区愛媛ブロック協議会	会長
	愛媛県信用金庫協会	会長
	愛媛県信用農業協同組合連合会	代表理事理事長
	四国電力株式会社	執行役員愛媛支店長
	N T T 西日本株式会社	四国支店長
	愛媛県酒造協同組合	理事長
	愛媛県商店街振興組合連合会	理事長

	森林・林業	愛媛県森林組合連合会	代表理事会長
	農業・漁業	愛媛県農業協同組合中央会	代表理事会長
		愛媛県漁業協同組合	代表理事組合長
	建設・建築	一般社団法人愛媛県建設業協会	会長
		公益社団法人愛媛県建築士会	会長
	観光	一般社団法人愛媛県観光物産協会	会長
		一般社団法人愛媛県旅行業協会	会長
		公益財団法人愛媛県国際交流協会	理事長
	宿泊	愛媛県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長
		愛媛ホテル協会	会長
	輸送	一般社団法人愛媛県バス協会	会長
		四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長
		伊予鉄道株式会社	代表取締役社長
		一般社団法人愛媛県ハイヤー・タクシー協会	会長
		日本航空株式会社	松山支店長
		全日本空輸株式会社	松山支店長
		松山空港ビル株式会社	代表取締役社長
		愛媛県旅客船協会	会長
	医療保健衛生	一般社団法人愛媛県医師会	会長
		一般社団法人愛媛県歯科医師会	会長
		公益社団法人愛媛県看護協会	会長
		一般社団法人愛媛県薬剤師会	会長
		公益社団法人愛媛県栄養士会	会長
		愛媛県食生活改善推進連絡協議会	会長
	スポーツ	特定非営利活動法人愛媛県レクリエーション協会	会長
		公益財団法人愛媛県スポーツ協会	会長
	県	愛媛県	教育長
		愛媛県	公営企業管理者
		愛媛県	参与
		愛媛県	防災安全統括部長
		愛媛県	人口減少対策統括部長
		愛媛県	総務部長
		愛媛県	企画振興部長
愛媛県		観光スポーツ文化部長	
愛媛県		Velo-city 推進統括監	
愛媛県		県民環境部長	
愛媛県		保健福祉部長	
愛媛県		経済労働部長	
愛媛県		農林水産部長	

		愛媛県	土木部長
		愛媛県	東予地方局長
		愛媛県	中予地方局長
		愛媛県	南予地方局長
		愛媛県教育委員会事務局	副教育長
		愛媛県警察本部	本部長
監事	県	愛媛県	会計管理者兼出納局長
	市町	愛媛県市長会	副会長
		愛媛県町村会	副会長
参与	報道	株式会社愛媛新聞社	代表取締役会長
		日本放送協会	松山放送局長
		南海放送株式会社	代表取締役社長
		株式会社テレビ愛媛	代表取締役社長
		一般社団法人共同通信社	松山支局長
		株式会社時事通信社	松山支局長
		株式会社朝日新聞社	松山総局長
		株式会社毎日新聞社	松山支局長
		株式会社日本経済新聞社	松山支局長
		株式会社産経新聞社	松山支局長
		株式会社あいテレビ	代表取締役社長
		株式会社愛媛朝日テレビ	代表取締役社長
		株式会社愛媛CATV	代表取締役社長
		株式会社エフエム愛媛	代表取締役社長